

岩手県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定により告示した県道路線の認定に係る告示事項を次のとおり変更する。

令和元年5月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

主要地方道以外の県道

新旧 の別	整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
			終 点		
旧	184	石越停車場白崖線	石越停車場		平成17年岩手県告示第811号
			一関市花泉町永井		
新	184	石越白崖線			起点 宮城県登米市石越町
			一関市花泉町永井		
旧	190	石森永井線			平成17年岩手県告示第811号 起点 宮城県登米市中田町石森
			一関市花泉町永井		
新	190	花泉迫線	一関市花泉町永井		終点 宮城県登米市迫町

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課及び県南広域振興局土木部一関土木センターに備えておいて縦覧に供する。